

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	医療費控除申告簡素化のためのマイナポータルへの医療費通知の活用		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>医療費控除の申告にあたっては、医療機関を受診した際の領収書の保存が必要であったり、申告の際にも多くの項目を記入する必要があったりするという現状。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>マイナポータルへの医療費通知の掲載等を活用し、医療費控除の申告手続を簡素化する措置を講じる。</p>		
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	<p>所得税法（昭和40年法律第33号）第73条（医療費控除）</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第2号（医療費控除）</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 ( - ) [平年度] - ( - )</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>○ 医療費通知をマイナポータルに表示させるようにするとともに、医療費通知を医療費控除の申告手続に活用することで、医療費控除の申告手続の簡素化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○ マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告簡素化については、「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命-（平成27年6月30日閣議決定）等（※）において、実施していく旨が記載されているところ。</p> <p>○ 平成29年からの国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に向けて、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告簡素化について、確実に実施する必要がある。</p> <p>(※) 関係する記載</p> <p>◎ 「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命-（平成27年6月30日閣議決定）</p> <p>4. 世界最高水準のIT社会の実現</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>⑥ 年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金保険料の徴収強化・行政効率化</p> <p>…国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始を踏まえ、マイナポータルにおいて年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供をするとともに、ワンクリック申請免除の導入、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続の簡素化等を実施していく。</p>		

◎マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム（平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム）

## 2. アクションプログラム

### （1）国民の利便性向上

#### イ. 個人向け

…マイナンバー制度の利用開始やマイナポータル<sup>※</sup>の提供開始により、利用者が様々な行政手続をオンラインで簡易かつ迅速に処理することや、個々の利用者に対して必要な行政情報をオンラインで直接提供する仕組が整備されることを受けて、国税・地方税・年金等に係る申請・申告から納付までの一連の手続を、オンライン上で一括的に処理できるサービスを新たに提供するとともに、国民年金保険料の簡便な免除申請手続（ワンクリック免除申請）、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化など、以下のような具体的施策を講じることとする。

本要望に  
対応する  
縮減案

なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わる IT 化を推進すること  施策大目標 1 電子行政推進に関する基本方針を推進すること  1-1 行政分野への IT (情報通信技術) の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること  1-2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号制度の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること
	政策の達成目標	-
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	(参考) 医療費控除を行った納税義務者数 : 6, 228, 095 人  (出典 : 「平成 27 年度市町村税課税状況等の調」 第 14 表 平成 27 年度分に係る所得控除等の人員等に関する調 (調査表第 19 表))
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	-
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	-

税負担軽減措置等の適用実績	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-